



HPはこちら

11月13日に経営側より回答された年末手当「基準内賃金の2.2ヶ月分」は、あまりにも低額回答であったことから「基準内賃金の0.8ヶ月分」の追加支給を求めて、11月24日に団体交渉を行いました。

職場からの「足りない！」根拠をぶつける

会社回答

「本当に精一杯の金額をお示しした」
「2.2ヶ月以上は払えない」

経営側がこの間主張してきた「安定支給」の考えをめぐって対立
赤字決算の中で営業費用の抑制を
年末手当だけでコントロールするようであれば
労働組合として許さないことを通告！

2020年末手当 苦渋の妥結

業績回復後は「衣・食・住・育・介」の心配がなく
安心した人生設計をすることができる賃金支給を求め
東日本ユニオンは引き続き取り組めます！

追加支給の取り組みに対して、共闘、支援、声援をくださった組合員の皆さん、他労組の皆さん、組合無所属社員の皆さんに心より御礼申し上げます。